

公益社団法人 日本青年会議所  
近畿地区 京都ブロック協議会

## 2017年度褒賞申請要綱

### ■賞の種類

グランプリ(京都府知事賞)	1点	表彰状並びに記念品 (京都府知事より)
準グランプリ(会長賞)	1点	表彰状並びに記念品
特別賞(よしもと特別賞)	1点	表彰状並びに記念品

※特別賞は3位という位置付けではなく、グランプリ、準グランプリに選ばれた事業以外の中から、褒賞審査基準項目の「地域への影響度」において最も高く評価された事業を対象とします。

### ■対象期間

**2016年1月1日～2016年12月31日**

申請する事業又はプロジェクトは対象期間中に完了したものを前提とします。

継続的な事業又はプロジェクトの場合、活動の主要な部分が対象の期間中に行われていることを前提とします。

### ■申請方法

#### 1. 申請主体

公益社団法人日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会 各青年会議所

#### 2. 受付期間

- 仮申請受付期間 : 2017年2月10日(金)12:00まで
- 本申請受付期間 : 2017年2月2日(木)～3月6日(月)16:00まで

#### 3. 仮申請

申請事業数把握のため、事前調査票として申請予定事業数を提出して下さい。

- 申請書類 : [事前調査仮申請書](#)
- 申請受付期日 : 2017年2月10日(金)12:00まで
- 申請方法 : 必要事項を記入の上、電子メールにて
- 書類送付先 : 公益社団法人日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会  
褒賞委員会 委員長 南田 純一 (t.t.m.minamida@zeus.eonet.ne.jp)宛

#### 4. 本申請書類

申請に際しては、褒賞申請要綱・褒賞申請書類作成要綱を厳守し、以下の書類・資料を添付して下さい。

- 申請書類
  - (ア) 褒賞申請書(指定様式①)..... 2部  
(※ LOM 理事長の公印があるもの)
  - (イ) 事業概要書・申請理由書(指定様式②) ..... 2部

(ウ) 申請アルバム.....メディア1部

- パワーポイント形式で所定のフォーマット(指定様式③)を指定形式とします。
- パワーポイント内のページ構成は、全8ページ厳守とします。
- パワーポイント内で使用できるテキスト以外の情報は、静止画のみとします。
- 規定容量、提出可能媒体(メディア)に関しては、下記の通りとします。

容量	特に指定なし
提出可能メディア	CD-R 又は DVD-R

(エ) 褒賞申請書(ア) と 事業概要書・申請理由書(イ)の写し..... 8部  
白黒コピー、A4サイズ(審査、最終審査用及び予備)

(オ) 申請アルバム(ウ)の写し..... 8部  
白黒コピー、A4サイズにて一頁内に2画面縮小両面コピー(審査、最終審査用及び予備)

(カ) 褒賞申請書(ア) と 事業概要書・申請理由書(イ)のデータ ..... 1部  
申請アルバムメディア内に保存をして提出下さい。

- 申請方法 : 郵送にて
- 申請受付期間 : 2016年2月2日(木)～3月6日(月)16:00まで
- 書類送付先 : 〒623-0021

京都府綾部市本町2丁目14番地 あやべハートセンター内 3階  
 一般社団法人 綾部青年会議所  
 公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会  
 褒賞委員会 委員長 南田 純一 宛

5. 申請書類に関して

申請いただきました書類は、原則として返却致しません。返却を希望される申請者は、その旨を申請時に褒賞委員会 委員長 南田 純一 (t.t.m.minamida@zeus.eonet.ne.jp)までお知らせください。褒賞発表終了後の会員会議所会議において、各地青年会議所の専務理事へ手渡しにて返却させていただきます。

■ 審査と審査基準(近畿地区 京都ブロック協議会)

褒賞規定に基づき、褒賞委員会が審査・選考し、褒賞委員会が採点結果集計を行い、各賞を決定致します。  
 なお、現地調査は行いません。

[審査]

- 審査日時：2017年4月2日(日) 13:00～22:00

※審査会のプレゼンテーションの順番は、第2回会員会議所会議終了後、各理事長による抽選にて決定します。

審査会場：一般社団法人 亀岡青年会議所内

京都府亀岡市葎田野町佐伯大日堂17

TEL:0771-24-0061

審査員および外部アドバイザー構成：[2017年度 褒賞委員会](#)

- オブザーブ:京都ブロック協議会 各青年会議所メンバーのオブザーブ可

#### [審査方法]

- 申請書及びプレゼンテーションを参考に上記審査員が採点します。但し、審査委員は所属LOMのエントリー事業の採点を行わないものとします。
- プレゼンテーションは申請事業ごとに各LOMの担当者が行います。人員は3名以内(パソコン操作含む)
- 持ち時間は5分間とし持ち時間を超えた時点で強制終了とします。
- プレゼンテーションの後、5分間の質疑応答を行います。
- プレゼンツールとして、申請事業で使用したチラシやポスター等の持ち込みは可能とします。

#### [審査基準]

褒賞審査は下記1～7項目の基準で採点し、審査員の平均点を得点とします。

1. 事業の背景・目的(5.0点～0点)  
(事業開催に至った背景や経緯に対して適切な目的設定がなされているか。)
2. 企画・実行性(5.0点～0点)  
(事業の企画力や展開方法は優れているか。)
3. 達成度(5.0点～0点)  
(掲げられた事業目的に対し、企画内容を実施し目的達成へと結びついているか。)
4. LOMへの影響度・協力度(5.0点～0点)  
(対象事業に対しメンバーの理解・協力・参加などが得られ、LOMのチームワークが発揮されているか。また、事業を行うことでLOMやメンバーに影響を与えることができたか。)
5. 地域への影響度(5.0点～0点)  
(事業として地域社会や市民に対し、影響を与えることができたか。)
6. 今後の展望と将来性(5.0点～0点)  
(今後において期待される長期的な影響があるか。将来への事業拡大・継続に対する配慮や期待があるか。)
7. 提出資料やプレゼンテーションの充実度(5.0点～0点)  
(提出された申請書・アルバムが要領よくまとめられ、事業に対する想いや事業内容が十分に伝わったか。)

[減点対象]

申請書の各項目にて文字数規定を超える記載があった場合

- 文字数規定に対し50文字未満のオーバー (1点減点)
- 文字数規定に対し50文字以上のオーバー (2点減点)

資料提出の延滞があった場合

- 1日の延滞ごとに (0.5点減点)

尚、最大減点数は5点減点とする。